

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 1 月 30 日作成)

[所管 : 課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市子育て支援センタ 一条例	第 4 条	使用承認	A	A
2	豊中市子育て支援センタ 一条例	第 8 条第 2 項	使用料の減免	A	A
3	豊中市子育て支援センタ 一条例	第 9 条	使用料の返還	A	A
4	豊中市子育て支援センタ 一条例	第 11 条第 1 項	設備の承認等	A	A
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	使用承認	
根拠法令及び条項	豊中市立子育て支援センター条例第4条	
所管部課（室）係名	こども未来部こども支援課子育て支援係	
審査基準	関係条項	豊中市立子育て支援センター条例第5条
	基準	<p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用を承認しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が適当でないとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年4月19日設定(平成25年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日 (注: 休日は含まない)
	内訳	処分期間 7日 (こども未来部こども支援課子育て支援センターほっぺ)
	設定等年月日	平成13年4月19日設定(平成25年10月1日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	使用料の減免	
根拠法令及び条項	豊中市立子育て支援センター条例第8条第2項	
所管部課（室）係名	こども未来部こども支援課子育て支援係	
審査基準	関係条項	豊中市立子育て支援センターの施設の使用料の減免に関する要綱第2条
	基準	<p>第2条 市長は、規則第11条の規定の基づき、使用料の減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 公用のために使用するとき。</p> <p>(2) すこやかプラザ内に事務所を有する行政機関・社会福祉法人が公益事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年11月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日（注：休日は含まない）
	内訳	処分期間 7日（こども未来部こども支援課子育て支援センターほっぺ）
	設定等年月日	平成26年11月1日設定
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	使用料の返還	
根拠法令及び条項	豊中市立子育て支援センター条例第9条	
所管部課（室）係名	こども未来部こども支援課子育て支援係	
審査基準	関係条項	豊中市立子育て支援センター条例施行規則第12条
	基準	第12条 条例第9条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。 (1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき 既納の使用料の全額 (2) 使用する日の7日前までに使用承認の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の使用料の5割の額
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年4月19日設定（平成25年10月1日最終変更）
	標準処理期間	総日数 7日（注：休日は含まない）
標準処理期間	内訳	処分期間 7日（こども未来部こども支援課子育て支援センターほっぺ）
	設定等年月日	平成13年4月19日設定（平成25年10月1日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	設備の承認等	
根拠法令及び条項	豊中市立子育て支援センター条例第11条第1項	
所管部課(室)係名	こども未来部こども支援課子育て支援係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>原則として、特別な電気設備の使用、火気の使用、臭気、騒音を発生させる使用以外は、下記を条件に承認します。</p> <p>(1) 設備又は装飾の原状回復は使用時間内にすること。</p> <p>(2) 設備又は装飾は他の使用者、入館者等に危害を及ぼすことのないよう、安全に配慮すること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年4月19日設定(平成25年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	処分期間 7 日 (こども未来部こども支援課子育て支援センターほっぺ)
	設定等年月日	平成13年4月19日設定(平成25年10月1日最終変更)
備考		